

仕 様 書

1 委託業務名

令和4年度「生活文化調査研究事業」委託業務

2 事業の目的

平成29年度から、生活文化及び国民娯楽（以下「生活文化等」という）に関する調査事業を実施し、各分野の実態把握等を行ってきた。令和3年度は煎茶道、香道、和装、礼法、盆栽、錦鯉の各分野について横断的な把握を行ったが、本事業では、令和3年度に調査を実施した6分野について、インターネットを活用したWEBアンケート調査による国民の意識調査を実施することで、国民の生活文化に対する興味や関心などの実情について把握し、今後の生活文化等に関する政策立案の基礎資料の作成を行うことを目的とする。

3 委託業務の概要

生活文化に係る各分野に関する国民の興味や関心などの実情の把握を目的とした、WEBアンケート調査を実施する。また、調査内容の検討、調査の実施及び調査結果の分析やまとめを行うにあたっては、有識者会議を開催し、調査内容等について助言や進捗確認を行うとともに、この会議を踏まえ調査結果を報告書としてまとめる。さらに、令和3年度の基礎調査についても、文献調査による補強を行う。

なお、本委託事業に、関連団体や流派等へのアンケートやヒアリングによる調査は含まれていない。

4 業務内容の詳細

下記で掲示する<参考資料>等を参考とし、煎茶道、香道、和装、礼法、盆栽、錦鯉の各分野について、以下の調査を実施すること。

(1) 煎茶道、香道、和装、礼法、盆栽、錦鯉分野に関するWEBアンケートを用いた国民意識等調査の実施

上記に掲げた6つの分野について、以下のとおり国民の生活文化に係る意識や行動（興味・関心、経験の有無）の把握に加えて、生活文化に興味・関心を持ってもらうための可能性を探る材料を得ることを目的としたWEBアンケート調査を行うこと。本調査にあたっては、(2)に掲げた有識者会議を経て調査項目などを決定したのち、調査を実施すること。なお、WEBアンケート調査は、分野毎の特性を踏まえ、別々に行うこと。

① 設問数及び内容（以下の内容×6分野）

ア スクリーニング（10問程度）

以下事項が必ず含まれていること。

- ・ 所在都道府県
- ・ 性別(男、女、回答しない、計3区分)
- ・ 年齢(10～15歳(親の代理回答でも可)、16～19歳、20～29歳、

30歳～39歳、40歳～49歳、50歳～59歳、60歳～69歳、70歳以上～計8区分)

- ・出身都道府県
- ・配偶者の有無
- ・同居している子供の有無
- ・職業(除外職種はなし)

イ 調査項目（15問程度）

- ・当該分野についての経験や体験の有無
- ・どのような機会や場所において当該分野を経験・体験をしたことがあるか
- ・当該分野を現在行っているか否か
- ・当該分野への興味・関心の有無
- ・当該分野を始めたきっかけや、辞めたきっかけ 等

※上記の調査項目以外については、地域文化創生本部が令和2年度に実施した生活文化に係るWEBアンケート調査の実施目的や趣旨、設問内容等について分析を行った上で、本年度事業の趣旨・目的に基づき、本委託事業における分野毎のWEBアンケート調査の設問内容について提案を行うこと。

なお、最終的な調査項目については、下記に掲げる有識者会議を経て決定する。

ウ サンプル数（分野毎）

- ・日本全国20,000人程度（回収数）。
- ・住民基本台帳から都道府県別の人口構成に合わせて、10代から70代以上まで性別及び年代別（アに記載の8区分）に集計するものとする。ただし、人口構成に合わせて性別、年代別に配分することが難しい都道府県については、文化庁担当者に相談の上、回収数を検討することとする。また、国民意識が正しく把握できる適切なサンプル数であれば、多少の増減は可とする。その場合は、理由も示したうえで提案を行うこと。

② 調査票の作成、集計及び分析案の作成

上記の調査内容について、(2)の有識者会議において決定した調査項目に従って調査票を作成し、WEB調査を実施、調査結果について集計を行うこと。また、(2)に諮る分析案の作成を行うこと。

③ 調査の設計や実施にあたっては、文化庁担当官と随時協議し進めること。

(2) 有識者会議の実施と調査結果の分析

下記の①～④の点に注意し、WEB調査の設計や内容に関する確認や助言等を求めるための有識者会議を調整・運営を行うこと。また、有識者会議での意見などを踏まえて、WEB調査結果の分析を行うこと。

- ① 本委託事業で対象とする分野について専門的な知見を有する者で且つ各分野における特定の団体等に偏らない中立的な立場の有識者を、分野毎に2名ずつ、また、WEB調査及び統計学の有識者についても2名（各分野共通でも可）を提案すること。なお、有識者につ

いては、文化庁との協議の上決定することとする。

- ② 有識者会議は、分野毎に3回程度開催すること（3回の場合 6分野×3＝18回）。実際の議事内容の設定や資料作成は文化庁と協議の上、開催すること。
- ③ 資料作成に係る費用、有識者への旅費往復・謝金の支払い、会場候補（京都市内）選定・会場運営に係る費用（会場使用料含む。）の支払い及び有識者会議の日程調整や有識者への各種連絡、有識者会議に使用する資料や議事録の作成等、有識者会議に係る業務は受託者が行うこと。
- ④ 業務完了日を見据え、適切な時期に計画的、効率的な会議を運営できるよう、進捗報告、管理は適切に行うこと。

（3）（1）及び（2）に関する報告書の作成

（1）及び（2）で行った調査の結果について、下記の①～③の点に注意して報告書を作成すること。

- ①（1）及び（2）の成果について、公表を前提に分野毎に調査結果、調査結果の分析、参考資料等にまとめ分野毎に冊子にすること。また、構成案やページ数については提案を行うこと。
- ②調査報告書の実際のとりにまとめに際しては、文化庁担当官と随時協議し進めること。
- ③調査報告書作成、編集などに係る諸費用、印刷及び製本等に係る諸費用、CD-ROM データ作成などに係る諸費用等を含めて一切の業務が本委託業務に含まれる。

（4）生活文化に係る分野の把握のための学術研究等に関する調査（令和3年度調査の補強を目的とした調査の実施）

令和3年度に実施した6分野に関する生活文化調査に関して、学術研究等に関する追加調査を実施する。（なお、企画提案をするに際しては、下記の調査内容及び調査体制、調査手法を踏まえた調査を行うことを前提として、調査の実施体制及びスケジュールを提案すること。）

①調査内容について

- ア. 令和3年度に実施した生活文化調査研究事業では WEB 調査で対象とする6分野についての、歴史、当該分野を構成する主要な無形の文化的所産、当該分野の社会的な位置付けや評価、当該分野の国際的な評価や発信等の現況、用いられる道具・原材料の市場での流通量・生産量等、それぞれの調査項目に関する学術研究等についての調査・収集を行い、それらの内容の把握と整理を実施した。
- イ. 令和4年度の調査では、令和3年度の調査で把握確認された内容を基礎として、上記6分野の各調査項目について、追加で学術研究等に関する悉皆的把握とそれらの内容の把握と整理を実施する。

②調査体制及び調査手法について

- ア. 調査実施に際しては、調査を行う人員として、歴史学や社会学、民俗学等の分野に関する知見を有し、学術論文の執筆等を経験したことがある者や、研究論文等の読解や要約に長けた者の配置を必須とし、資料収集及び内容の把握を円滑に進めることが出来るよう

な調査体制を構築すること。なお、大学等に所属する研究者を調査体制の人員として配置することも可とする。この場合、大学等への所属機関への同意等の取り付けは委託業者が行うものとする。

イ. 本委託事業では、学術研究等を中心に悉皆的に情報収集する文献調査を基本とするものであり、関連団体や流派等へのアンケートやヒアリングによる調査は含まれていない。

なお、調査をまとめる際は、分野全体を概観するような視点に基づくこと。

ウ. 学術研究等の調査は、以下の手順で行うこととし調査計画を立案すること。

○国立国会図書館等の検索システム及び、CiNii、J-stage、Google Scholar 等を用いて、当該分野に関する学術研究等の文献を検索し、学術研究をまとめた書籍、学術論文、科学研究費助成事業の報告書等を悉皆的に把握し、それらの文献について収集を行うこと。

○上記の手法等で収集を行った全ての学術研究等を読解し、令和3年度の生活文化調査研究事業によってまとめられた各分野の調査項目について不足していると考えられる事項、重要視すべき事項を抽出すること。

○抽出した事項について、(2)で選定した有識者から助言・指導を受けること。なお、(2)の有識者会議において併せて審議することも可とする。※有識者に助言や指導、そのほか作業協力等を求めた場合については、別途謝金の支払いを行うこと。

○上記で新たに追記することにした事項を、令和3年度生活文化調査研究事業調査報告書の内容に追記し、まとめること。

③そのほか注意事項

ア. 情報収集や調査にあたっては、文化庁担当官と随時協議し進めること。

イ. 各分野の調査に際しては、収集した情報の出典等を常に記録し情報収集を行うこと。また、調査において悉皆的収集を行った学術研究等については、それらの書誌情報（著者及び編者、タイトル、刊行年、出版社等）及びその概要、書籍等の著者・編者等の情報も合わせて収集し、データとしてまとめ提出すること。

ウ. 上記の調査によって得られた個別の生データ（②ウの原本を含む）は、分野や項目毎にまとめ別途提出すること。

エ. 調査に係る諸費用（図書館・資料館等への移動に係る交通費、資料のコピー費用等）を含めて、一切の業務が本委託業務に含まれる。

<参考資料>

参考 URL 平成29年度 生活文化等実態把握調査事業報告書

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunkato_jittai/index.html

参考 URL 平成30年度 生活文化調査研究事業報告書

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka_chosa/index.html

参考 URL 令和元年度 生活文化調査研究事業報告書

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka_chosa/index.html

参考 URL 令和2年度 生活文化調査研究事業報告書

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka_chosa/index.html

5 委託業務期間

契約締結日から令和5年3月6日まで

6 成果物の提出

(1) 成果物

- ・アンケート調査結果

①エクセルデータで提出するもの

- ・ローデータ
- ・単純集計表
- ・クロス集計表

②適当なデータ形式で提出するもの

- ・画面サンプル

- ・報告書（50冊（簡易製本）・A4版・両面カラー刷り）

※報告書の電子データ（PDF及びWORD形式）（CD-ROMまたはE-mail）と合わせて、（3）で収集を行った各種データも納入すること。

- ・4（4）でまとめた文書

※電子データ（PDF及びWORD形式）（CD-ROMまたはE-mail）と合わせて、（4）で収集を行った各種データも納入すること。

(2) 納入期限

令和5年2月28日（火）

※上記期限は、納入後10日以内に文化庁が行う検収に合格する期限である。

(3) 納入場所

〒605-8505 京都府京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町43-3

文化庁 地域文化創生本部 暮らしの文化・アートグループ

電話：（075）-330-6733

7 事業規模

事業規模は、30,000千円程度とする。

8 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

① 本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、下記（2）要求要件の詳細に示すとおりである。

② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。

③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。

④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。

⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「生活文

化調査研究事業技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和4年度『生活文化調査研究事業』委託業務」総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

I 業務の実施方針

1-1 業務の全体的な内容の妥当性

- * 1-1-1 仕様書記載の業務が全て提案され、本委託業務の目的・趣旨を踏まえた内容になっていること。
- * 1-1-2 調査研究に必要な分析や課題設定の観点が妥当であること。

1-2 調査内容・方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 調査内容・調査手法が具体的かつ明確に示されており、妥当であること。
〔提案された調査内容等に事業の成果を高めるための適切な工夫がされていれば加点評価する。〕
- * 1-2-2 調査結果の抽出・分析手法が具体的かつ明確に示されており、妥当であること。
〔提案された分析手法に事業の成果を高めるための適切な工夫がされていれば加点評価する。〕

1-3 作業計画の妥当性、独創性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。
〔提案された作業計画等に、調査をより円滑に進める適切な工夫がされていれば加点評価する。〕

1-4 有識者の妥当性

- * 1-4-1 仕様書の内容をふまえて有識者の提案が行われていること。
〔専門性が高い有識者候補が提案されていれば加点評価する。〕

II 組織の経験・能力

2-1 組織の調査業務の経験

- * 2-1-1 組織として、過去に類似の調査や関連分野の調査を実施した実績があること。

2-2 組織の調査事業の実施能力

- * 2-2-1 業務を遂行するにあたり、妥当な人員が確保されていること。
〔人員体制に効率性・妥当性があれば、加点評価する。〕
- * 2-2-1 組織として業務を遂行するために、必要な知見・情報収集能力及び分析能力を有していること。
〔幅広い知見・人的ネットワーク、優れた情報収集能力や分析能力を有し、的確かつ速やかな分析が可能であれば加点評価する。〕
- * 2-2-3 業務を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な業務遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点評価する。

III 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の調査業務の経験

- * 3-1-1 過去に類似の調査や関連分野の調査を実施した実績があること。

3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 調査を実施するうえで必要な専門的な知識・知見を有する者を人員として配置していること。

[配置する専門的な人材の専門性と業務経験の内容に応じて加点評価する。]

IV ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等があれば、ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）であること。
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。
- ※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

V 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。（いずれかを応募者が選択するものとする）

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%以上、中小企業※2等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%以上、中小企業※2等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

9 検収

文化庁は、受託者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満たされていることを、文化庁、受託者双方の立会いのもとで確認したことをもって検収とする。

10 守秘業務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受託者は、本委託業務にかかわる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本委託業務以外に使用しないこと。

再委託をする場合にあっては、受託者は、再委託先に対しても上記と同様の措置を講じるものとする。

1 1 協議事項

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、文化庁と適宜協議を行うものとする。

1 2 届出義務

受託者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定等、技術提案書に記載した事項について、認定の取消等によって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに文化庁に届け出ること。

1 3 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1の場合は「合計額」と、5-1-2の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は様式第〇号 裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

14 その他

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、契約書、本仕様書、企画提案書のほか、委託要項及び文化庁委託業務実施要領 (<http://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html>) を遵守すること。
- (2) 報告書の提出後に受託機関の責任による誤り等が判明した場合には、当庁の指定する日時までに修正するものとする。
- (3) 提出した報告書の記述に関し、即時説明できる体制を整えること。
- (4) 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切か否かについても、委託費支払いに際して厳格に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払いが行えないため、厳格な経理処理が必要であることを前提として調査研究の受託可否を検討すること。
- (5) 委託契約事務は、会計法等、国の予算執行に係る諸法令に基づき、文化庁が行う。